

航空自衛隊岐阜基地
入札及び契約心得

航空自衛隊第2補給処
業 務 部 会 計 課

令和8年6月9日一部改訂

目次

1	目的	1
2	通則	1
3	用語の定義	1
4	登録	1
5	入札等に付する事項の掲示又は通知	2
6	説明会	4
7	入札等	4
8	入札保証金	4
9	無効入札	5
10	開札、再度入札及び落札	5
11	契約の締結	6
12	契約内容の変更	7
13	契約保証金	7
14	納期遅延、履行遅延又は工期遅延	7
15	契約解除	7
16	検査及び監督	8
17	支払い	8
18	公共事業等からの暴力団排除の推進について	8
19	工事等からの暴力団排除の推進について	9
20	契約相手方に関する変更事項の届出	9
21	工事等に関する入札及び契約について	9
22	サプライチェーン・リスクの対応について	11
23	装備品等及び役務の調達における人権配慮の取組について	11
24	その他	11

航空自衛隊岐阜基地入札及び契約心得

1 目的

この心得は、契約担当官と契約相手方又は入札等参加者が、事前に心得ておくべき事項について定める。

2 通則

契約等にあつては、契約相手方及び入札等参加者が、この心得を熟知し、その権利の行使及び義務を履行しなければならない。

3 用語の定義

この入札及び契約心得において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官：航空自衛隊第2補給処業務部会計課長
- (2) 契約相手方：物品の製造、購入、売払及び修理並びに各種借上、役務等及び工事等の契約を締結する者
- (3) 入札等：入札又は見積り
- (4) 入札等参加者：入札等を行う者
- (5) 入札書等：入札書又は見積書
- (6) 契約等：入札等及び契約
- (7) 工事：建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (8) 工事等：工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものをいう。
- (9) 公共事業等：契約担当官が行う物品の製造、購入及び修理並びに各種借上、工事等、役務等の全契約のうち、工事等を除くものをいう。
- (10) 排除対象者：入札等参加者、契約相手方、契約相手方の従業員等、下請負者等（下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者等になろうとする者で契約担当官の所在地(岐阜基地)を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長から回答書又は通知書により、排除に該当する旨の回答を受けた者をいう。
- (11) 標準契約条項等：航空自衛隊標準契約条項、航空自衛隊標準請書条項、適用契約条項及び特約条項をいう。

4 登録

入札に参加するためには、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」については、全省庁統一の資格審査申請を各省庁の受付機関(各省庁の会計部署又は経理部署等(航空自衛隊第2補給処業務部会計課も該当))で実施し、審査を受けた後、総務省より「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」を交付された者又は審

査結果において資格の種類等及び等級の登録完了がなされた者でなければならない。

「工事」については、防衛省整備計画局施設計画課で定める手続きにより資格審査申請書を提出し、審査を受けた後、「資格審査結果通知書」を交付された者又は審査結果において資格の種類等及び等級の登録完了がなされた者でなければならない。

ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要でないと認める場合は、この限りではない。

5 入札等に付する事項の掲示又は通知

入札等に付する事項の掲示又は通知要領は、次の各号に掲げるとおり実施する。

(1) 一般競争契約

ア 掲示方法

公告により実施する。公告の掲示は次のとおりとする。

- (ア) 航空自衛隊岐阜基地ホームページ
- (イ) 航空自衛隊岐阜基地第2補給処庁舎1階会計課前廊下の掲示板
- (ウ) その他契約担当官が必要と認めた場所

イ 公告掲示事項

- (ア) 入札に付する事項
- (イ) 入札方式
- (ウ) 競争執行の場所及び日時
- (エ) 契約条項を示す場所
- (オ) 参加資格
- (カ) 入札方法
- (キ) 保証金
- (ク) 落札方法
- (ケ) 入札の無効
- (コ) 説明会
- (サ) 契約(請)書作成の有無
- (シ) その他
 - a 同等品確認申請書の提出期限
 - b 郵便入札の可否
 - c 委任状及び資格審査結果通知書の提出
 - d その他必要な事項等

※注：必要に応じ、項目を追加することがある。

ウ 競争手段

入札書により行う。入札書通知事項は以下のとおり。

- (ア) 誓約文【下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。】
- (イ) 入札日
- (ウ) 納期、履行期限、履行期間等又は工期

(エ) 納地、履行場所等又は工事場所

(オ) 品名又は件名

(カ) 規格(「仕様書及び図面」を含む。以下同じ。また、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

(キ) 単位

(ク) 数量又は予定数量

(ケ) 単価

(コ) 金額

(サ) 備考

(2) 指名競争契約

ア 通知方法

入札通知書

イ 入札通知書事項

前号イに準ずる。

ウ 競争手段

入札書により行う。入札書通知事項は、前号ウ同様とする。

(3) 随意契約

ア 通知方法

FAX、電話、電子メール又は手交により実施する。

イ 通知事項は、見積書により実施し内容は以下のとおり。

(ア) 誓約文【下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、見積致します。】

(イ) 見積日

(ウ) 納期、履行期限、履行期間等又は工期

(エ) 納地、履行場所等又は工事場所

(オ) 品名又は件名

(カ) 規格

規格が2種類記載されている場合は、見積もれる規格に○を囲むか見積らない規格を横線で削除する。なお、同等品可と記載されている場合で、同等品を申請する場合は、契約担当官に同等品確認申請書を提出し、当該同等品が承認された場合は、規格欄にその規格を記入し、当初記載されていた品目等を横線で削除するものとする。

(キ) 単位

(ク) 数量又は予定数量

(ケ) 単価

(コ) 金額

(サ) 備考

ウ 競争手段

見積書により行う。

6 説明会

説明会は、入札談合防止の観点から原則、行わないものとする。ただし、契約の目的に関して、書面によることができない事項又は誤解を生じ易い事項について明らかにし、将来の紛争をさける場合には実施することがある。

(1) 説明会の実施場所及び日時の通知方法は、次のとおりとする。

ア 一般競争契約

公告により実施する。

イ 指名競争契約

入札通知書により実施する。

ウ 随意契約

電話、FAX、電子メール又は口頭により通知する。

7 入札等

入札等参加者が、入札に参加する場合は、次の各号を遵守するものとする。

(1) 当該通知に定められた場所、日時に印鑑、筆記具、入札等の用紙類を持参するものとする。

(2) 代理人で入札に参加する場合は、当該契約目的についての経験、知識、技術等を有し、かつ入札等価格算定能力のある者でなくてはならない。

(3) 代理人で入札に参加する場合は、委任状を持参させなければならない。

(4) 入札は一旦提出した入札書の引換え、変更、又は取消しをすることができない。

(5) 郵便入札の場合

ア 入札書の郵送は、配達証明郵便等により公告で示された期限までに、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入した上、契約担当官に必着させなければならない。必着しない入札書は、無効とする。

イ 入札書は、入札当日応札者の面前で開封するため、封筒でしっかり封印を施し、綴じ代の部分に担当者印又は社印等を押印し、封筒の表紙に「入札書在中」と記載するよう心がけなければならない。

8 入札保証金

参加者は、入札保証金として現金又は銀行振出小切手をもって、入札等の金額の100分の5以上を払い込まなければならない。但し、契約担当官がその払込みを免除した場合は、この限りでない。

(1) 入札保証金の払込先は、第2補給処業務部歳入歳出外現金出納官吏(会計課長)とする。

(2) 入札の結果、落札者以外の者に対しては、落札しないことが決定した後、直ちに返還する。

(3) 落札者が契約を結ばないときは、納付された保証金は国庫に帰属する。

9 無効入札

次の各号に該当する入札等は無効とする。

- (1) 入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (2) 入札(見積)書に記名がないとき。又は品目(件名)、数量、金額等の記載が不明のとき。
- (3) 同一事項について一人が二札以上の入札書を同時に応札して、その前後が判明し難いとき。
- (4) 入札開始時間に遅れて入札書を提出したとき。
- (5) 他人の入札参加を妨害、不当に価格をせり上げ、せり下げる目的をもって連合した者の入札。
- (6) 入札金額(総額、単価契約にあつては単価)を訂正したとき。
- (7) 前各号のほか、入札等に関する条件に違反したとき。

10 開札、再度入札及び落札

開札、再度入札及び落札の実施については、次の各号のとおり実施する。

(1) 開札

開札は、入札執行の場所で、参加者全員の面前にて行う。開札後の情報開示は、1回毎実施し、落札した場合は、落札金額(確定契約の場合は総額を、単価契約の場合は単価をいう。)及び落札者の商号又は氏名を明らかにする。

(2) 再度入札

ア 開札の結果、入札書価格が予定価格の制限に達しない場合は、応札者の最低金額(物品の売払の場合は、最高金額)のみ明らかにし、直ちに再度の入札を行う。
この際、再度入札する者は、明らかにされた最低金額を下回る(物品の売払の場合は、上回る金額)金額で応札するか、入札書の金額欄に「辞退」と記入し辞退するか選択するものとする。

イ 応札回数は、原則2回までとするが、契約担当官が必要と認めた場合には、3回以上実施する場合がある。実施についてはその都度指示する。

(3) 落札

ア 契約の目的に応じ、入札書により予定価格の制限の範囲内で最低の価格(物品の売払の場合は、最高の価格)をもって、入札をした者を契約相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上いるときは、直ちに、当該入札者は、契約担当官が作成したくじ引きにより落札者を決定する。

ウ くじ引きは、立会いの同価入札者によって実施することを原則とするが、当該入札者中で立ち会っていない者、又は立ち会っているにもかかわらずくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない職員(会計課契約班員以外)が、代わりとしてくじを引くものとする。

エ 最低価格の入札者を落札者とし、しないことができる契約(工事請負契約が主に該当)会計法第二十九条の六第一項ただし書き及び予算決算及び会計令(政令)第八

十四条の規定により、予定価格が一千万円を超える工事請負契約が該当し、次のことを承知した上で、入札に参加しなければならない。

- (ア) 契約内容に適合した履行がされない恐れがあるため、最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続きは、別紙第1の内容により各調査等を経て実施するものとする。
- (イ) 契約担当官が設定した予定価格における基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者(会計課契約班員)は入札者全員に対して、直ちに「落札者の決定の保留」を宣言し、落札者は、後日決定する旨を告げるものとする。また、最低価格入札者(基準価格を下回った入札者)が、必ずしも落札者とならない場合があることも併せて周知するものとする。
- (ウ) 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、入札者に対し説明を求めることがある。
- (エ) 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合及び説明に応じない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして落札者とししない場合がある。
- (オ) 契約担当官が設定した予定価格における基準価格を下回った入札を行った者(以下「調査対象者」という。)は、事後の事情聴取に協力をしなければならない。

11 契約の締結

入札等で落札者が決定したならば、契約相手方として次に示す契約担当官が作成する書類又は契約相手方が作成する書類の必要箇所に記名及び押印し、契約担当官の指定する日までに提出しなければならない。また、契約の締結に要する費用で、契約相手方が負担すべきものは、契約相手方の負担とする。

(1) 契約担当官側が作成又は準備する書類

ア 契約書

契約書2部(双方1部ずつ控え)のうち契約担当官控えの1部は、印紙税法による印紙を契約相手方が貼付しなければならない。

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行遅延その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金、危険負担、契約不適合(引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと)責任、契約に関する紛争の解決方法その他必要な事項について定める。

なお、必要な規定事項は、標準契約条項等に規定し、契約相手方は、会計課事務所及び航空自衛隊岐阜基地ホームページで閲覧できる。

イ 仕様書又は図面

契約書又は請書により契約を締結する場合、仕様書又は図面を必要とする場合には、契約書又は請書に各1部ずつ貼付し、~~全ての書類に割印した後、契約担当~~

官に提出するものとする。

(2) 契約相手方が作成する書類

ア 請書

250万円以下の指名競争契約又は随意契約等で、契約担当官が契約書の作成を省略した場合、契約書にかえて請書を1部作成し、提出する。

なお、必要な規定事項は、標準契約条項等に規定し、契約相手方は、会計課事務所及び航空自衛隊岐阜基地ホームページで閲覧できる。

イ 請求書

1部作成し、提出する。

ウ 納品書

3部作成し、納入物品と同時に受領検査官に提出する。

エ 口座振込依頼書

1部作成し、提出する。

オ 修理完了報告書

1部作成し、提出する。

(3) 工事については、請負代金が記載された工事内訳書1部を提出する。

(4) 工事については、別に定める「各基地ごとの工事請負業者心得等」により必要な書類を提出する。

12 契約内容の変更

契約の目的に応じ、契約の締結に至った契約相手方及び契約担当官双方において、何らかの原因により契約内容の変更が生じたならば、標準契約条項等の条文による他、契約担当官が作成する各号の書類により、変更契約内容を取り交わし双方1部ずつ保管するものとする。

(1) 契約書を取り交わしていた場合

双方協議の上、変更契約書により実施する。

(2) 請書を取り交わしていた場合

双方協議の上、変更契約書により実施する。

(3) 契約書又は請書を省略していた場合

契約の目的に応じ、その該当する航空自衛隊標準契約条項の条文を準用し、双方協議の上、変更契約書により実施する。

13 契約保証金

契約担当官が、契約保証金を免除した場合を除き、契約相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。前項の保証金は、契約上の義務を履行されないときは国庫に帰属する。

14 納期遅延、履行遅延又は工期遅延

契約相手方は、標準契約条項等に基づき、納期遅延、履行遅延又は工期遅延を申請する場合は、納期(履行、工期)猶予申請書1部に納期(履行、工期)猶予申請理由書1

部を添付し、契約担当官に提出後、承認を受けなければならない。

15 契約解除

契約相手方は、標準契約条項等に基づいて、契約解除を申請する場合は、契約解除申請書 1 部に契約解除申請理由書 1 部を添付し、契約担当官に提出後、承認を受けなければならない。

16 検査及び監督

契約相手方は、標準契約条項等に規定された検査及び監督の項目を承知しておかなければならない。契約書又は請書を締結しない場合も準用する。

17 支払い

支払の時期は、契約相手方が給付を終了し、契約担当官がその旨の通知(適法な請求書の受領)を受けた日から次表に示す日以内である。

形態 \ 区分	工事	その他の給付	根拠
約定期間	40 日以内	30 日以内	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条
特別約定期間	60 日以内	15 日以内	同法律第 7 条
約定なし	15 日以内	15 日以内	同法律第 10 条

注:約定とは、契約書又は請書の締結により、対価の支払の時期を明らかにすることをいう。

18 公共事業等からの暴力団排除の推進について

公共事業等からの暴力団排除の推進については、次の各号のとおりとする。

(1) 趣旨

公共事業等からの暴力団排除及びこれに係る警察との連携並びに防衛省内各機関等への手続きを確立するため、事前に入札等参加者及び契約相手方に周知徹底するものである。

(2) 特約条項を契約書に付す措置(工事以外)

契約相手方は、契約担当官と契約を締結する際、契約書に航空自衛隊標準契約条項等を示す「暴力団排除に関する特約条項(工事以外)」を記載し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約解除等の措置

契約相手方は、特約条項に規定する契約解除の事由が明らかになったときは、速やかに契約担当官と契約解除の協議を行い、契約の解除の措置に応じるものとする。また、契約担当官は、排除対象者と判明した場合には、入札に参加させず、排除対象者が提出した入札書等を無効とし、又は随意契約の相手方としないなどの処置を執るものとする。

(4) 誓約事項を定める措置

入札等参加者は、別紙第 2 に示す「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を熟知

した上、その誓約した旨を明らかにするため、入札書等の提出をもって行うものとする。

(5) 誓約の拒否又は虚偽があった者への措置

入札等の提出を拒否した者は、自動的にその者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

また、入札等参加者において、入札書等で誓約した誓約事項に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札書等を無効とする。

(6) 契約相手方が排除対象者から不当介入を受けた場合の措置

ア 契約相手方は、排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことに加え、契約担当官へ別紙第3「排除対象者による不当介入の概要」により報告を行わなければならない。

イ 契約相手方が通報等を怠った場合の措置

契約担当官は、契約相手方がこの号アの規定に違反し、又は別紙第3の報告を怠るなどの事実が確認された場合には、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

19 工事等からの暴力団排除の推進について

工事等からの暴力団排除の推進については、次の各号のとおりとする。

(1) 工事等において契約を締結する際は特約条項として、契約書の場合は、航空自衛隊標準契約条項等の「暴力団排除に関する特約条項(工事契約書)」を、請書の場合は、航空自衛隊標準契約条項等の「暴力団排除に関する特約条項(工事請書)」をそれぞれ記載するものとする。

(2) その他、同様な事項が生じた場合、契約担当官及び契約相手方は、前項各号に準じて処置するものとする。

20 契約相手方に関する変更事項の届出

契約相手方の住所、商号、代表者氏名及び役職等に変更があった場合は、その都度「登録申請内容変更通知書」(別紙第4)により通知しなければならない。

21 工事等に関する入札及び契約について

工事等の入札に関しては次の各号についても適用する。なお、第5号から第12号については、契約金額見込額(予定金額) 2500万円以上(建築一式工事5000万円以上)(以下「対象金額」という。)の工事に限る。

(1) 内訳書の提出及び入札の無効

入札参加者は、入札金額の内訳書を提出するものとする。また、当該内訳書は、積算要領及び金額等を適正に記載するものとし、その総額と入札金額との著しい相違等の不備があるときは、入札を無効とする。

(2) 内訳書表紙に記載すべき事項

ア 工事件名

イ 業者名

- ウ 住所
- エ 代表者氏名
- オ 金額

(3) 内訳書の不備の例

- ア 入札書の提出者名誤記
- イ 工事件名の誤記
- ウ 入札金額と内訳書の総額の著しい相違
- エ 内訳書の全部又は一部の未提出オ 内訳書の未記載
- カ 他の入札参加者の様式を入手しての使用

(4) 内訳書の点検に係る入札方法の記載(ア又はイ)

- ア 入札書及び内訳書の提出時期と開札日時を別に設定する場合
公告に「入札書及び内訳書の提出時期」及び「開札日時」を記載する。

※上記の開札に係る開封等

公告に記載する開札において、入札書を開封する。参加業者は、入札書と内訳書をそれぞれ別々の封書にして提出するものとする。当初の入札で落札者がいない場合は再度入札を行う。

- イ 入札と開札を同時に行う場合

入札と開札を同時に行う場合は、開札後、提出書類等の点検を行った後、落札決定を行う。

※上記ア及びイは、監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任状況の確認にも適用される。

(5) 監理技術者等の他の工事の従事状況を記した書類の提出

配置予定の監理技術者等の他の工事の従事状況(工事名、工期等)を記した「監理技術者又は主任技術者の他の工事の従事状況書」(別紙第5)を入札書とともに提出するものとする。

(6) 専任状況の確認方法

提出書類と異なり監理技術者等の重複が認められたときは、監理技術者等の所属及び資格者証の保持の確認を行うとともに、提出書類等の内容について電話、面接等で確認を行う。

(7) 専任制違反時の入札無効

提出書類の内容等により、監理技術者等の従事状況が他の工事と重複する等の事実が確認されたときは、入札を無効とする。その場合、提出書類の差し替えは認めない。

※上記は、落札金額が対象金額を下回る場合は、適用されない。

(8) 落札者の専任制違反に係る契約不締結

落札者について、監理技術者等の他の工事との重複が認められたときは、監理技術者等の所属、資格者証の保持の確認を行い、専任制違反となる事実が確認された

ときは、契約を結ばないこととする。

※上記は、落札金額が対象金額を下回る場合は、適用されない。

(9) 落札者の専任制違反に係る確認方法

落札者については、提出書類等の内容の再確認を行い、監理技術者等の重複が認められたときは、監理技術者等の所属及び資格者証の保持の確認を行うとともに、提出書類等の内容について電話、面接等で確認を行うこととする。

※上記は、落札金額が対象金額を下回る場合は、適用されない。

(10) 監理技術者等の専任制違反の場合の契約の解除等

監理技術者等について、専任制違反の事実が確認された場合、契約担当官は契約を解除することができる。監理技術者等の交替は契約担当官が承認した場合の外は認めない。

(11) 専任制違反に係る確認方法等

専任の監理技術者等を配置する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に定める工事)については、契約業者は、原則として、CORINSに登録するものとし、監理技術者等の重複、所属及び資格者証保持の点検による疑義情報がないかを確認し、監理技術者等としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義がある場合は、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、疑義情報内容について、電話、面接等で確認を行うこととする。なお、確認については、CORINS登録後、契約業者から、CORINSより出力される書類を提出させ、行う場合がある。

(12) 契約解除以外のペナルティー

契約解除が困難な場合は、指名停止等を行う場合がある。

22 サプライチェーン・リスクの対応について

情報システムに関する調達、及びIT利用装備品等の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応については、以下の各号を遵守しなければならない。

(1) カタログ品の契約における同等品の取扱い

IT利用装備品等のうちカタログ品の契約を行う場合には、同等品として申請されたもののうち、サプライチェーン・リスクの懸念があると判断されたものは同等品として認められない。

(2) 使用予定機器等リスト等の提出

特定SC(サプライチェーン)管理要求が適用される契約においては、入札予定者は所定の期限までに以下の書類を提出しなければならない。

ア 使用予定機器等リスト:契約の履行において使用を予定するソースコード、プログラム、電子部品、機器等に係るリスト。

イ 役務再委託予定先リスト:役務に係る再委託(再々委託以降の委託を含む)先のリスト。

(3) 落札方式に応じた評価及び審査

ア 総合評価落札方式等による場合

入札者がサプライチェーン・リスクに対応するための「履行体制」及び「品質管理体制」を評価し、加点の対象とする。また、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が契約物品に導入されるおそれがあると認められる提案があったときは、当該提案を不合格とする。

イ 最低価格落札方式による場合

最低価格落札方式による場合であっても、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が導入されるおそれがあると認められる入札があったときは、当該入札を仕様を満たさないものとして取り扱う。

(4) 外国人等に関する追加確認

特定SC管理要求が適用される契約を行う場合において、入札予定者が政治資金規正法に規定する「外国人等」に該当するか否かを確認できる資料の提出を求める場合がある。外国人等に該当する場合は、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除き、当該入札予定者が契約の履行において開発、設計等を行うソースコード等について必要な措置（リスト提出等）を求める。

(5) 安全性等に係る資料の提出及び確認

ア 契約相手方は、比較表並びに試験実施要領等を作成し、提出しなければならない。これには、ウイルスチェックの実施有無、不要なソフトウェアパッケージの削除確認、ISO/IEC15408等の国際標準に基づくセキュリティ要件の確認などが含まれる。

イ 必要に応じて内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等から助言を得て安全性を評価する。安全性が確認できない機器等については、受入れ不可となる場合がある

23 装備品等及び役務の調達における人権配慮の取組について

入札等参加者及び契約相手方は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

24 その他

この心得に明示していない事項、又は契約について疑義を生じた場合は、標準契約条項等によるほか、契約担当官の指示するところにより従うものとする。

この心得は、令和8年1月20日から施行する。

最低価格の入札者を落札者とするか否かの各調査等

- 1 本調査は次に定める各号の内容とし、契約担当官が実施する調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。
 - (1) その価格により入札した理由(付紙様式第 1)
 - (2) 入札価格の内訳(付紙様式第 2)
 - (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況(付紙様式第 3)
 - (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況(付紙様式第 4)
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)(付紙様式第 5)
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係(付紙様式第 6)
 - (7) 手持資材の状況(付紙様式第 7)
 - (8) 手持機械の状況(付紙様式第 8)
 - (9) 労務者の確保計画(付紙様式第 9)
 - (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者名(付紙様式第 10)
 - (11) 経営内容(付紙様式第 11)
 - (12) (1) から(11)までの事情聴取した結果についての調査検討
 - (13) (10)の公共工事の成績状況
 - (14) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会結果)
 - (15) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
 - (16) その他必要な事項
- 2 前項の調査を行うに当たり、調査対象者は、契約担当官があらかじめ指定した提出期限までに、前項第 1 号から第 11 号に関する資料及び内容を証明する根拠を提出すること。各定型様式については、契約担当官に問い合わせるものとする。

なお、提出期限は、事前に資料作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、契約担当官が設定する。
- 3 調査対象者は、前項の資料を提出したならば、契約担当官が実施する事情聴取に責任者(支店長、営業所長等)は応じなければならない。

なお、事情聴取の日時及び場所は、契約担当官が調査対象者において通知する。
- 4 前項の事情聴取後、契約担当官が追加の資料提出を必要と認めた場合或いは、調査対象者は、その要求に応じなければならない。提出期限については、契約担当官が都度適切に設定する。
- 5 調査対象者が本調査を経て契約を行った後に、虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、指名停止措置を講ずることがある旨をあらかじめ承知しておかなければならない。

- 6 契約相手方は、契約締結後に検査官から施工体制台帳及び施工計画書の内容についての聞き取り調査を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 本調査の結果は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法等により公表することを調査対象者は、あらかじめ承知しておかなければならない。

その価格により入札した理由

入札価格の内訳書

工事名					
名称	摘要	数量	単位	金額	備考
記載例					
I ○○工事		1	式	○○○○○○○	
II ○○工事		1	式	○○○○○○○	
II ○○工事		1	式	○○○○○○○	
II ○○工事		1	式	○○○○○○○	
II ○○工事		1	式	○○○○○○○	
直接工事費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

名称	摘要	単位	数量	金額	備考
I ○○工事		1	式		
1 ○○○		1	式		
2 ○○○		1	式		
3 ○○○		1	式		
工事価格					

契約対象工事付近における手持ち工事の状況

[illegible]

契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

[illegible]

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)

資材購入先及び購入先と入札者の関係

[illegible]

手持資材状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価 (原価)	調達先 (時期)

手持機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式 ・能力・年式	単位	数量	メーカー	単価 (原価)	専属的使用予 定日数

労務者の確保計画

[illegible]

過去に施工した公共工事名及び発注者名

発注者名	工事名	工期	契約金額	低入札価格調査対象の有無	工事成績 評定点

経営内容

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登録簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう.)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な賢任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、人札書(見積)の提出をもって誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 殿

住所
会社名
代表者名

排除対象者による不当介入の概要

契約担当官が発注した公共事業等において、排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容・被害の 状況	
警察への通報、捜査上必 要な協力についての対 応状況	
その他特記事項	

注：記入要領は、付紙のとおり

記入要領

別紙第3の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名(部課等名まで)を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、(住所、氏名)を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合は、その内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。

別紙第4
令和 年 月 日

契約担当官

航空自衛隊第2補給処業務部

会計課長〇〇〇〇〇〇 殿

住 所
会 社 名
代表者名

登録申請内容変更通知書

下記のとおり、変更事項を通知します。

変更年月日	令和 年 月 日	
変更内容	住所・商号(氏名)・代表者氏名・代表者役職等・代表者印・その他() 注:該当箇所全てに○で囲む。	
	変更前	変更後

監理技術者又は主任技術者の他の工事の従事状況書

契約担当官
航空自衛隊第 2 補給処業務部
会計課長 殿

住所
会社名
代表者名

人札参加に当たり、「配置予定の監理技術者又は主任技術者の他の工事の従事状況書」を提出します。

入札件名		
配置予定技術者		
従事役職・氏名・生年月日・年齢		
法令による資格・免許		
工事の経験の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	
	従事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	工事内容	
	CORINS 登録有無	
入札参加時における他の工事の従事状況	工事名称	
	発注機関名	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録有無	
専任技術者との重複の有無		

注 1：複数名を申請する場合は、技術者ごとに記入するものとする。

注 2：配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、従事している全て工事について記入するものとする。

注 3：「専任技術者との重複の有無」は、建設業法(昭 2 4 法 1 0 0)第 7 条第 2 号及び第 1 5 条第 2 号に定める営業所の専任の技術者と配置予定技術者が複する場合について、記載する。